

## 告 示

### 埼玉県告示第七百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人ときがわ山里文化研究所

#### 二 代表者の氏名

柴崎 光生

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡ときがわ町大字大野六百七十一番地一

#### 四 失効日

平成三十年七月二日